

紀南高等学校生徒心得

I 学校生活について

1 登下校について

- (1) 始業時（午前9時5分）には着席する。
- (2) 欠席や遅刻をする場合は、午前8時30分までに保護者が学校に連絡する。
- (3) やむを得ず遅刻・欠課・授業遅刻・早退・外出等が必要な場合は、諸届けを担任に提出し許可を得る。
- (4) 下校時間については、次の時間を基準とする。
 - ・ 4月～10月は午後6時
 - ・ 11月～3月は午後5時上記時間以降残る場合は、担当の先生の指導を必要とする。

2 授業及び休み時間について

- (1) 予鈴が鳴る頃には、授業を受ける態勢を整える。もし遅刻した場合は担任に届け出て、授業中は担当教員に入室の許可を得る。
- (2) 始業時には服装を整え、挨拶をして授業を受ける。
- (3) 毎回の授業を大切にし、授業で与えられた課題や宿題に取り組み、提出期限を厳守する。
- (4) 保健室を利用する際は、担任に許可を得てから保健室を利用する。利用後は養護教諭等に「保健室利用カード」に記入してもらい、入室または早退の手続きを職員室でおこなう。

3 考査について

- (1) 試験開始1分前には指定された座席に着席する。
- (2) 特に指示のない場合を除き、机上には筆記具と消しゴムのみとし、机の中も空にする。
- (3) 不正行為やまぎらわしい行為はしない。
- (4) 体調不良等、やむを得ない理由を除き、途中退室は禁止する。
- (5) 考査発表日から考査終了日（追試最終日）の前日までは、原則、部活動は禁止する。

4 校内生活について

- (1) 校舎、校具は大切に扱い、万一壊したときは、生徒指導・支援部に届け出る。
- (2) 所持品の自己管理を徹底し、貴重品は身辺から離さず、必要に応じて担任に預ける。
- (3) 所持品を紛失したり、拾得したりした場合は生徒指導・支援部に届ける。
- (4) 校舎内では制服を正しく着用し、所定の上履きを使用する。
- (5) 避難経路や避難方法を確認し、緊急の時など迅速・安全に避難できるようにする。

5 懲戒について

(1) 以下のような校則違反等の問題行動をおこすと懲戒(処分または指導)の対象となる。

① 犯罪行為

万引き、自転車・オートバイ盗、強盗、暴行・傷害、恐喝・金品強要、不正乗車等。

② ぐ犯・不良行為

喫煙、喫煙同席、喫煙具所持、乱暴、器物損壊、いじめ、暴走行為、怠学、飲酒、喧嘩暴言、深夜徘徊、迷惑行為等。

③ その他

考査不正行為、無断免許取得、無断アルバイト、指導拒否、定員外乗車等。

II 校外生活について

1 生活の基本について

- (1) 本校生徒としての自覚と誇りを持ち、健全な生活を送る。
- (2) 午後10時から午前5時までの深夜徘徊や無断外泊は禁止とする。
- (3) 通学には交通規則やマナーを守り、事故防止につとめるとともに、他に迷惑をかけるようにする。自転車の並進、無灯火、2人乗り、傘差し運転等は禁止する。自転車運転時のヘルメット着用を推奨する。

2 アルバイトについて

- (1) 学校生活を優先し学業に支障をきたさない範囲で、学校に届け出て行なうものとする。
- (2) アルバイトをする場合は、以下の誓約事項を守ること。
 - ① 長期休業中・土日・祝日のみとする。ただし考査発表後から終了時までの土・日・祝日は禁止とする。
 - ② 各学期の期末考査終了日から終業式までの平日のアルバイトは可とする。
 - ③ 1年次生については、学校生活に慣れることを優先させるため、1学期の期末考査(追試も含める)終了後からとする。
 - ④ 酒類を伴う接客業務や危険業務、その他労働基準法や青少年保護条例の禁止する業種・業務のアルバイトは禁止する。
 - ⑤ 1日の勤務時間は8時間以内とし、午後8時までには業務を終了する。
 - ⑥ 特別指導等の指導期間中はアルバイトをすることはできない。

Ⅲ 服装・頭髪等について

1 服装等について

(1) 上着

- ①学校指定の「ブレザー」とする。変形は認めない。
- ②ブレザーの下は学校指定の「カッターシャツ、リボン付きブラウス、ポロシャツとする。

(2) ズボン

- ①学校指定の「チェック柄ズボン」とする。変形は認めない。
- ②ベルトは常時着用する。

(3) スカート

- ①学校指定の「チェック柄スカート」とする。変形は認めない。
- ②スカートの丈は、膝頭程度とする。

(4) ベスト等

- ①ブレザーの下に「ベスト・セーター・カーディガン」の着用を認める。
- ②華美でないものが望ましい。

(5) 防寒具

- ①マフラー、手袋、コート、ウインドブレーカー等とする。
- ②華美でないものが望ましい。
- ③校舎内における着用は禁止する。

(6) その他

- ①靴下やストッキングは華美でないものが望ましい。
- ②通学靴は短靴で黒・茶の革靴、もしくはスニーカー又はスポーツシューズとする。スリッパ類は禁止とする。
- ③化粧、マニキュア、色付きリップクリーム、カラーコンタクト等は禁止する。
- ④ピアスやネックレスなどの装飾品は身につけない。

2 制服の着用について

(1) 期間

冬服、夏服の着用期間は特に定めない。天候や体調に合わせて、次項の「(2) 着こなし」を守って着用する。

(2) 着こなし

- ①授業日等の登下校時は、必ず制服を着用する。
- ②カッターシャツやブラウスは、ズボン・スカートから出ないように着用する。ただし、夏服の半そでポロシャツは裾を出してもよいこととする。
- ③次にあげる学校行事の時は、ブレザーを着用する。
 - ア 入学式、卒業式
 - イ 始業式（1、3学期）、終業式（2学期）、修了式
 - ウ その他着用を指定された学校行事等

3 異装について

ケガ等の諸事情により所定の服装ができない、または、所定の服装の変更が必要な事情が生じた場合は、担任を通じて速やかに生徒指導・支援部に異装届けを提出し、許可を得ることとする。

4 頭髪等について

- (1) パーマやカール、その他奇抜な髪型は禁止する。
- (2) 染色、脱色等は禁止する。

IV 通学について

1 交通法規やマナーを遵守する。

2 自転車通学を希望する生徒は、以下のことを厳守する。

- (1) 「自転車通学許可申請書」を生徒指導・支援部に提出し、年度初めに実施する自転車点検を受ける。
- (2) (1)の実施後、通学で使用する自転車に生徒指導・支援部が発行するステッカーを貼る。
- (3) 自転車保険に加入する。
※本校では「全国高P連賠償責任補償制度」に加入しています。生徒の過失が認められる場合、賠償責任の保証（対人・対物合算1事故1億円を限度とする）が受けられます。
※ご自身での他の自転車保険への加入を妨げるものではありません。
- (4) 自転車は安全に注意して乗車する。また自己の身体を守るためにヘルメットの着用を推奨する。

V 運転免許取得について

1 基本方針

自動車（四輪）の免許は18歳の年齢から取得できることになっている。次項の「2 入校規定」に基づき、自動車学校への入校を許可する。（自動車学校とは県公安委員会認定のものをいい、合宿によるものは認めない。）

2 入校規定

- (1) 入校時期について
 - ① 3年次生の夏休み開始日以降とする。
 - ② 進路決定後の入校が望ましい。
- (2) 入校手続きについて
 - ① 入校希望者は学校での入校説明会に必ず出席する。

- ②本校の方針を理解し、「誓約書」および「入校許可願」を提出する。入校後は速やかに入校日を生徒指導・支援部へ申し出る。

3 通学について

- (1) 自動車学校では高校生としての自覚を持ち、良識ある態度・行動をとる。
- (2) 自動車学校への通学に際しては、スクールバス・徒歩・自転車を利用する。(休日、家庭学習期間も同じ。)
- (3) 教習は本校の学習活動に支障がないようにする。
- (4) 定期考査発表日から終了前日まで、および学校行事などにより本校が指定する日には教習を禁止する。
- (5) 自動車学校の教職員の指示に従う。
- (6) 自動車学校において万一、事故・トラブル等があった場合は、速やかに本校へ連絡する。

4 各検定について

- (1) 各検定を受ける場合は担任・生徒指導・支援部にその旨を伝える。
- (2) 受験のための欠席は、欠席扱いとする。

5 本試験の受験について

原則として卒業式の翌日以降とする。2月中に実施される熊野出張試験については許可する。熊野出張試験を受験する生徒は、「運転免許熊野出張試験受験許可願」を提出した上で受験し、その可否に関わらず全ての書類を引率の教員に預ける。

6 運転免許引換証の返還について

期日は卒業式の当日を原則とする。(運転免許証の引換えは卒業式の翌日以降とする。)

7 その他

- (1) 原動機付自転車や二輪の免許取得は在学中の安全を考慮し、原則として禁止する。
- (2) 特別な事情がある場合には検討する。